

議案第廿六号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十七年三月十日提出

三朝町長 坂出雅己

三朝町国民健康保険条例(昭和三十四年三朝町条例第三号)の一部を次のように改正する

第六条中「港千円」とあるを「式千円」に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十七年四月一日より適用する

昭和三十七年三月十七日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

